明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（一八九）　一
〔省　令〕
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（厚生労働一二九）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第一八九号）（内閣官房）

1　現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、厚生労働省の体制を強化するため、厚生労働省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十九号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表厚生労働省の項中「三一、八二二人」を「三三、一〇三人」に改め、同表合計の項中「二九九、四五八人」を「三〇〇、七三九人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表厚生労働省の項中「三一、八六二人」を「三三、一四三人」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百二十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信